

平成 26 年 11 月 13 日

第 16 回ガスシステム改革小委員会「導管部門の中立性確保」に関する意見

東京電力株式会社

関西電力株式会社

中部電力株式会社

< 1. 総論 >

- ・新規参入者として、託送供給を利用してきた立場から、これまで縷々改善要望を訴えてきましたが、現状は未だ改善されない事項が多く残っています。
- ・ガス小売全面自由化に際し、競争を活性化させ、お客さまの選択肢拡大を図ると共に、エネルギー市場間の公平な競争基盤を確保するには、導管部門の中立性確保に関して実効的な見直しを行い、具体的成果を外部確認できる形で進めることが必要です。
- ・このような観点において、前回大手 3 社の一般ガス事業者様からご提案いただいた自主的取組みは、具体的な内容や導入時期が分からず、同時同量ルールなど取組み項目自体も不足しており、「託送料金の公平性・透明性」及び「導管利用条件の公平性・透明性」を確保する観点で不十分と考えています。

< 2. 導管部門の中立性確保において不十分な代表的事例 >**【託送料金の公平性・透明性】****○外部専門家等による監査**（大手 3 社の一般ガス事業者様から提案された新たな取組み）

- ・行政のチェックや外部専門家による追加監査等によるチェックには限界がある中で、更なる改善の必要があるものと考えています。また、既に気化コストは託送コストに不算入とされていますが、経過措置によって、未だ気化コストの費用配賦等是不明確です。
- ・このような不十分な点が早期に解消されなければ、新規参入者に高い託送料金が課され、ひいては事業者間の競合においても価格が高止まりとなり、需要家が不利益を被る恐れがあります。

【導管利用条件の公平性・透明性】**○同時同量制度「小口部門のプロファイリング託送」**（大手 3 社の一般ガス事業者様から提案された新たな取組み）

- ・新規参入者は 1 時間単位の同時同量を行う一方、一般ガス事業者は導管の貯蔵機能を活用して製造設備の効率的な運用を行っています。しかも、新規参入者は導管の貯蔵機能も含めた託送料金を支払っているにも係らず、導管の貯蔵機能を活用できないことから、一般ガス事業者のような製造設備の効率的な運用メリットを享受できず、不公平であるとともに、ガス料金が高止まりとなり、需要家が不利益を被る恐れがあります。
- ・この点は、プロファイリング託送方式を採用したとしても改善されないため、一般ガス事業者が実施している導管の貯蔵機能を活用した製造設備の効率的な運用について、新規参入者も可能とし、公平な同時同量制度へ見直す必要があります。

○需要家情報開示センター（大手３社の一般ガス事業者様から提案された新たな取組み）

- ・ 全面自由化では需要家件数が膨大となり、供給者切替等に伴う情報開示請求は著しい数の発生が予想されるため、実運用を迅速かつ正確に行うには、システム化が必須と考えています。
- ・ その際、保安業務に関連する消費機器情報についても、需要家の託送料金・使用実績等と併せてシステム化を行い、小売事業者間の円滑な情報提供及び導管事業者との情報連携の強化が可能となるようお願いいたします。

＜３．今後の対応の方向性＞

- ・ 導管部門の中立性確保については、エネルギー市場間の公平な競争基盤確保の観点も含め、不公平な競争環境が続くことがないように、実効的な見直しを要望いたします。
- ・ この実効的な見直しと並行して、これまで議論されてきた種々の競争促進策（同時同量条件の緩和、二重導管規制の緩和等）や、前回ご提案いただいた自主的取組みの中で早期に実施できるものは、速やかな実行をお願いいたします。
- ・ なお、導管事業者が行う災害時保安連携への小売事業者の協力については、中立性確保のいずれの方式であっても必要となるものであり、我々新規参入者も小売事業者として、積極的に導管事業者と協力し、災害復旧に努めていく所存であります。

以 上